省　令

○総務省令第百七号

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一、第三及び第五の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月一日

総務大臣　林　芳正

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［略］ ［２～249　略］ 250　法別表第一の百八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～五　略］ 六　建築基準法第七十七条の六十一の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 七　建築基準法第七十七条の六十二の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 ［八～十一　略］ 十二　建築基準法第七十七条の六十六第二項において準用する同法第七十七条の六十一の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 十三　建築基準法第七十七条の六十六第二項において読み替えて準用する同法第七十七条の六十二の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 ［十四～十六　略］ ［251～274　略］ （法別表第三の総務省令で定める事務） **第三条**　［略］ ［２～92　略］ 93　法別表第三の二十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～三　略］ 94　法別表第三の二十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～三　略］ ［削る］ 95～99　［略］	（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［同上］ ［２～249　同上］ 250　［同上］ ［一～五　同上］ 六　建築基準法第七十七条の六十の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 七　建築基準法第七十七条の六十一の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 ［八～十一　同上］ 十二　建築基準法第七十七条の六十六第二項において準用する同法第七十七条の六十の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 十三　建築基準法第七十七条の六十六第二項において読み替えて準用する同法第七十七条の六十一の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 ［十四～十六　同上］ ［251～274　同上］ （法別表第三の総務省令で定める事務） **第三条**　［同上］ ［２～92　同上］ 93　法別表第三の二十三の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～三　同上］ 94　法別表第三の二十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～三　同上］ 95　法別表第三の二十五の項の総務省令で定める事務は、建築基準法第七十七条の六十三第一項の規定により経由される書類の受理、その書類に係る事実についての審査又はその書類の提出に対する応答とする。 96～100　［同上］